九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ロシアにおける農民共同体の最終段階について：1920年代の「自己課税」

奥田，央
東京大学大学院経済学研究科

https://doi.org/10.15017/3745

出版情報：經濟學研究. 70 (4/5), pp.167-186, 2004-04-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

ロシアにおける農民共同体の最終段階について

—1920年代の「自己課税」—

奥　田　　央

1　はじめに

知られるように、1920年代のロシアの共同体は公式には「土地団体」と称された。その立法的な含意は、共同体の機能が農民の土地利用に関連する分野に限定されるということであり、その他の社会的、政治的分野の事柄は、選挙によってそのメンバーが選ばれる村ソヴェトによって担われるものと想定されていた。しかし実際には、共同体の機能は、土地利用に関する役割をはるかにこえており、地域の社会的あるいは政治的な領域にも大きな役割を演じる地域的な「権力」としての地位を占め、強固な地方自治の組織としても機能していた。それは、橋や道路の建設・修理、郵便業務、学校の建設・修理、防火設備の設置その他等々、文化的、地域経済的な役割をも果たし、ときには個人の品行にさえ干渉した。このような多くの機能を可能にしていたのが、共同体が独自にもっていた大きな所得の源泉であった[1)]。

1920年代の共同体の収入源は多様であった。主要なものを列挙するならば、共同体の何らかの土地の賃貸、共同体がそのイニシャティヴでみずからのメンバー（その村の農民、手工業者など）に課す賦課、すなわち「自己課税」*1（самообложение）、さらに「共同播種地」（общественные запашки）や「地方的意義をもつ森林」（леса местного значения）[2)] からの所得、共同体の所有する製粉所や渡し船（перевозы）からの所得をあげることができる。本稿で考察対象となる「自己課税」には、貨幣形態ばかりでなく現物や労働の形態もあった。現物形態での「自己課税」とは、たとえば、農民が相互扶助用のフォンドとして穀物を拠出したり、村が共同の牡牛を買うときに自分のそれを拠出するという場合がそれであり、労働形態でのそれとは、建設や修理の作業に自分の労働で参加するという場合がそれに当たる。各メンバーへの負担の配分方法は、口数、分与地面積（土地分与の口数原則の下では、口数に同じ）、戸（дым——「煙」の意で、かまど、煙突にあたる）、あるいは文字通り「煙突」（дымовая труба）といった、ロシア農民にとってなじみの深い、口数か農戸という均等原則、あるいはのちに見るように保有する家畜頭数によるという原則にもとづいていた[3)]。

自己課税が共同体の収入に占める割合について一定の観念をもつ必要がある。1920年代中頃のノヴゴロド県の或る村に関しては、１年間に自己課税から535ルーブリ、耕地の賃貸と牡牛の販売から548ルーブリという報告がある。ウクライナ共和国の10の共同体の収入を総括した、いっそう詳細な資料によれば、共同体の土地（共同体の耕地、風力製粉所用の土地、防風林用の土地、宅地、庭、菜園な

ど）の賃貸からえられた収入は、共同体の全収入の60.9%であり、自己課税からの収入が34.4%であった。それぞれやや断片的な資料であるが、右の2つの史実から、共同体の主要な資金源は、自己課税と、共同体の様々な種類の土地の賃貸の2つであり、きわめて大づかみに、1920年代の共同体全体の総収入という観点に立つならば、この双方によって共同体の収入の大部分が占められていたという一般的な観念をもって差し支えないであろう[4]。右の推定が条件的であるのは、各共同体がすべて土地の賃貸をおこなっていたわけではないからである。1926年の共産主義アカデミーのアンケート調査によれば、調査された共同体のおよそ3割がこれをおこなっていた。しかし別の調査によれば、個々の共同体によるその可耕地の賃貸はその面積の2割近くに達していた[5]。

共同体の自己課税は、共同体の存在そのものときわめて密接な関連をもっていた。それについては、ロシア革命以降の自己課税の歴史が雄弁に物語っている。以下、まずこの過程を簡単に考察しよう。

2　自己課税:1920年代概観

戦時共産主義の時期には、農村の自己課税に対する公的な監督も、その資金の計測も全くおこなわれなかった。その歴史のなかで「もっとも暗い時期」であるといわれている。この時期にソヴェト国家は、国内戦と干渉戦争のなかで革命の成果を守ることに全力を集中しなければならなかったため、国家は農村に対して穀物供出を要求しただけで、農村の社会的、経済的関係の正常な発展を保証する措置を講じることを事実上全くしなかった。したがって農村の必要に応えることができない上部の統治機関にかわって、共同体とその集会であるスホードが、その必要を満たそうとして活発な自己課税を地域において実施していた、とあらゆる研究において想定されている。それは、農村における共同体の地位を著しく高め、共同体が村ソヴェトよりも大きな影響力を農村で行使する結果となった[6]。

1920年代に平和的な経済建設の時代を迎えるとともに、ソヴェト国家は、農村の下部権力機関を強化する課題に取り組むことが可能となった。国民経済にとっては、まず国家予算や地方予算の赤字を解消し、堅固な予算を確立することが要求され、地方予算が依ってたつ収入源を研究し、動員することが必要であった。村ソヴェトにもっとも近いレベルである郷（地区）では1924年1月1日から予算（郷予算、地区予算）が設置されることとなった（ただし実際の導入はもっと遅れることが多かった）。しかし最末端の村ソヴェトについては、その課題にただちに取り組むことはできなかった。導入されはじめたばかりの郷予算から経済的に強固な村へ郷収入（たとえば税収入）を譲渡することは、郷予算の資金源を狭め、また経済的に弱体な村へも否定的な影響をあたえるという根強い反論があった（もっとも強くこの立場を支持していたのがレニングラード県財務部であり、県には1927/28年度になっても独立した村予算をもつ村ソヴェトは一つもなかった）。したがって、1920年代にも独立した村ソヴェトの予算（すなわち村予算）が広汎に導入されることはなかった。農村の文化的、日常的な必要は、以前と同様に「非公式な」村予算、すなわち自己課税による資金によって満たされた。こうした条件のもとでは、農村の経済生活、文化生活に対して圧倒的な影響力を行使したのは、やはり共同体、ミールであり、その集会（スホード）であった。村ソヴェトは共同体に依存しつづけた。村ソヴェト

の決定は共同体によって破棄されることさえあった。

1920年代前半には、この「非公式な」賦課がいたるところで恣意的におこなわれているという認識が中央機関において一般的であった。それを規制しようとした最初の指令は、1923年夏に全ロシア中央執行委員会が県執行委員会に送った通達であろう。それは、立法に予定されていない、地方での貨幣、労働での賦課を原則としてすべて禁止するという精神によって貫かれており、例外をなすのは、その目的のために連合した自発的な協同組合的団体（農民相互扶助委員会や学校、病院の委員会など）だけであると指示した。後者の場合でも、郷予算の導入とともに、その意義は大幅に減少するであろうと想定していた[7]。1924年初頭の第11回全ロシア・ソヴェト大会は、郷予算を近い将来に全面的に導入し、農村における恣意的な自己課税を規制し、縮小する必要があるという明確な観点に立った。その観点から、同年８月29日、ソ連中央執行委員会、人民委員会議は自己課税に関する立法を発布した[8]。それは、個人的な自由意志の原則にもとづく自己課税を厳密に定めたものであった。それによれば、自己課税は、集会に直接に出席し、それに賛成の投票をしたものだけを拘束するものであり、集会に出席しなかったものや、出席しても採択された決定に反対の投票をしたものは、自己課税に関する決定に拘束されなかった。

しかしながらこうした動きと1924年８月の立法は、農村の現実にも、また農村の必要にも適合していなかった。ネップに入って農村の文化的、経済的要求はますます増大しつつあり、それは郷予算の増加を追い越していた。しかも郷予算の著しく大きな部分は、郷の官僚の給与など、郷の行政的アパラートに支出され、道路、橋の修理・建設、農業、学校の修理など、農村の日常的な必要に応える部分はわずかであった。他方、村の自己課税は、いっそう深く村の生活、経営的な事柄と結びついており、現物的な義務や労働義務をこれにくわえるとその関係はさらに深くなった[9]。村予算が存在しないという条件の下で、農村の様々な必要は、村レベルの自己課税なしには充足されることはなかった。1924年の『財政新聞』が非難した自己課税の実例のなかには、身体障害者や孤児への援助のために、たとえばアルコールの購買者に課する賦課などの例が多数ふくまれていた。それは「孤児委員会」（деткомиссия）といった組織がいたるところに農村に発生していたことを物語っている[10]。地元からの情報は、当時農村に自己課税が圧倒的に支配している情勢を物語っていた。たとえば、1923/24年度に、リャザン県クジミンスコエ郷では、村レベルの自己課税は郷予算の6.5倍に達していた[11]。

1925年４月のソヴェト建設会議において、ウリヤノフスク県の代表者は、「中央の新聞や若干の同志は、ここでは恣意的課税がおこなわれている、と語っている。それは正しくない。ここにはいかなる恣意的課税もない。われわれは、それを自発的な活動、社会的な必要に対する農民の意識的な関係と呼んでいる」と公然と語った。同じ席で、ノヴゴロド県の代表者は、道路の修理をスホードや村ソヴェトが決定しても、少数者に対する強制力がなければ、２、３人がその労働を拒否するだけで、道路は直らない、荷馬車は壊れてしまう、と主張した[12]。当時、雑誌『ソヴェトの道』と『農民新聞』の編集部は厖大な数の農民の手紙を受け取っていた。その大半は、農村の経済的、社会的生活は全面的に自己課税に依存していると主張し、自己課税を規制する必要があるが、それは、自己課税に関する村スホードの決定が村の全市民に対して義務的であることを立法で規定するべきである、という意

味においてである、と要求した[13]。

自己課税を強力に規制しようとした1924年8月の立法は、財務機関や行政機関、とりわけ郷執行委員会と村ソヴェトが自己課税の実施に参加することを禁止した。それは、逆説的にも、土地団体（共同体）の活動に広汎な空間をあたえ、その力と権威を強化した[14]。事実上すべての村が自己課税をつづけていた。1926年のウリヤノフスク県からの投書は、「24年8月29日の立法は守られているか、100ケース中95ケース守られていない」と指摘した[15] 1925年夏、リャザン県のすべての村が、村の財政問題についてのアンケート調査の対象となった。その結果、共同の支出、固有の収入源をもたない村は1つとしてなく、しかも支出は、土地に関連する必要だけではなく、行政、公共、福祉、社会・文化の必要にも関連するものであると判明した。共同体は、1924年8月の立法を全く知らずに、賦課をスホードで決定することを当然であるとみなしていたか、あるいは、この立法にある各個人の自由意志の原則を無視していた[16]。

こうして1924年の立法を破棄する必要が生まれた。はやくも1925年4月のソ連中央執行委員会付属のソヴェト建設会議は、「自分の村の社会的必要のための自己課税に賛成の投票をした多数派市民による特別な請願がある場合には、自己課税に賛成しなかった少数派に義務的に支払わせる権利を郡、管区執行委員会にあたえるという方向で、自己課税に関する布告を変更する」と決定した[17]。さらに、ロシア共和国労農監督人民委員部は、1926年11月にロシア共和国人民委員会議の指示にもとづいてこの問題を研究し、1924年8月29日付のソ連政府決定が存在するとはいえ、厳密に自由意志の原則にもとづく自己課税の決定は実際には実行することができない、という結論に達した[18]。

自己課税に新しい原則を導入したのが1927年8月24日付の全連邦法であった。この立法は、自己課税における自由意志の原則は維持したが、それに関する村の決定は、郷（地区）執行委員会の承認を受ければ、村の全市民に対して義務的となった。この点では、1924年の立法ではなく1927年のこの立法が、村の決定が全メンバーを拘束するという、農村に当時存在していた自己課税の慣行を法的に確認したことになろう。同時に、この立法によって、有権者の半数以上という定足数で成立するスホードにおいて単純多数で自己課税に関する決定を採択できるという、その後もかわることのない原則を設定した。しかし同時に、この立法は、コルホーズ以前の農村の現実とは異質な、次のようないくつかの新しい原則をも導入した。

第1に、前述のように、1920年代の自己課税における各農家への割当は、分与地面積（口数）や農戸といった均等原則に立っておこなわれることが多かった。この均等的な原則が、農家の経済力の相違という条件の下で、実際には、貧農に対して不利で、富農に対して有利であるという議論が頻繁になされた。こうして1927年のこの立法においては、その割当は各農家の経済力を考慮に入れ、農家が豊かであれば負担を大きくし、貧しい場合にはそれを減らし、あるいは免除するという措置が必要であると規定された。

第2に、旧ツァーリ体制下での「ミール費」（мирской сбор）と、ソヴェト体制下の自己課税との相違が強調され、行政的必要のために共同体の自己課税の資金を支出することは禁止されることになった。かつて「ミール費」の多くの部分が村や郷、あるいは場合によってはそれより上位の行政機関、

その人員の維持に支出されていた。革命後も、村ソヴェトの職員の給与は、現物形態での自己課税によって支払われていた。あるいは若干の県（たとえばモスクワ県）では、1925年現在でも、郷執行委員会から支給される給与にくわえて農民が追加的に給与を負担していた[19]。1926/27年度の9カ月分にあたるヴォローネジ県ローソシ郡の土地団体の支出内訳に関する総括的な資料によれば、共同体の全支出のおよそ2割が村ソヴェトの維持（職員の給与、照明その他）に充用されており、共同体への村ソヴェトの財政的依存の関係を明瞭に示していた[20]。

第3に、それに関連して、1927年8月の立法は、農村における村ソヴェトの役割を高めるために、自己課税の徴収と支出は村ソヴェトによっておこなわれるものと定めた（決定の採択はもとより共同体のスホードの仕事である）。こうして村ソヴェトにとっては土地団体に干渉する可能性があたえられ、村ソヴェトを農村の真の主人公とするための第一歩が踏み出されようとしていた。本質的にいえば、このとき、自己課税による資金を村ソヴェトの予算（村予算）にふくめることが将来に予定されていたといえるであろう。

しかし、村ソヴェトに対して共同体の資金を支出する権限をあたえた同立法は、「目的に沿わない」（не　целевой）、いいかえれば共同体の市民総会（スホード）の決定に規定された使途とは異なった使途に自己課税の資金を支出することを厳密に禁止した。これは、共同体農民が決定した自己課税の使途は最後まで維持、擁護しなければならないという原則である。このことは、当時のソヴェト国家が、共同体の地方自治の機能をもふくんで、農村生活の社会的、共同体的な原則をなおも保護しようとしていたことを物語っている。以後、この重要な論点をめぐって議論を展開することになるであろう。

3　自己課税の変質

スホードによって自己課税が採択され、それが郷執行委員会に承認されれば、共同体の全メンバーを拘束するという1927年夏の新しい原則は、まもなく穀物調達危機という特別な情勢のなかでソヴェト権力によって巧みに利用され、その過程で自己課税そのものの性格も本質的に変化した。

はやくも1927年9月、ソヴェト国家の指導的な機関（ゴスプランと商業人民委員部）は、穀物調達価格を引き下げると決定した。それは、国民、とりわけ農民の購買力が著しく増大し、大衆消費財の供給量がそれを吸収しきれないために購買力がだぶつき、いわゆる「商品飢饉」が発生しているという判断に立っていた。農民の購買力をこれ以上増加させないために、農民に支払う穀物調達価格を引き下げたのである[21]。この穀物調達価格の引き下げは、農民の穀物販売の意欲を低減させ、これ以降続く穀物調達危機の最初の引き金となった。

穀物調達危機の発生以降、農村の購買力を削減することによって、側面から農民の穀物販売（供出）を促す経済的な措置が緊急に採用された。これは、課税を強化し、購買力を奪えば、農民の側で貨幣需要が高まり、彼が所有する農産物の商品化が促されるという、「農民の市場関係を課税によって『刺激すること』」と同じ論理である[22]。1927年12月14日と24日の中央委員会の決定[23]が指示したのは、

農村への緊急の商品供給、農業税や保険金、各種の（前渡し、協同組合出資金などの）負債等の未納金の完済であったが、その後まもなく、自己課税と、農民経営強化債なる割増金付き公債（後述を参照）の購入という2つのキャンペーンがそれにくわえられた。

つい数カ月前、1927年8月24日付の自己課税全連邦法は、農村における課税全般を整備し、農民の購買力を「弱めない」ことを目的としていた[24]。この一事からしても、短期間にいかに状況が変化したかが理解できるであろう。

ソヴェトの立法は、農村の慣行を尊重して、自己課税は、貨幣形態でも、労働形態でも、また現物形態でもおこなうことができると規定していた。しかし、いまや自己課税の実施は、農民から貨幣を引き出すことを目的としていたため、労働による自己課税への参加も、現物形態での自己課税も、1927/28年度には広汎には普及しなかった。その後の1930年にも、たとえばニジェゴロド地方では（5月1日現在の報告資料で）スホードで採択された自己課税の総額中、労働と現物での自己課税は0.8%を占めるにすぎなかった[25]。1933年度の自己課税は貨幣での支払いに限定された[26]。

穀物調達危機に対応して、1927/28年度から、自己課税は上からの国家の毎年のキャンペーンとなり、それは不可避的に行政的な抑圧をともなった。1928年2月21日のトムスクの新聞『赤旗』は、その巻頭論文において次のように書いた。「自己課税はいたるところで実施しなければならない。このもっとも重要な措置に対するいかなる抵抗も犯罪と見なさなければならない」。ペルミ管区ムィソフスキー村ソヴェト議長は農民に対して文字通り「自己課税は税である。つまり裁判である――裁判は監獄である」と宣告した[27]。農村では実際に、自己課税は「新税」、「第2の税」、「追加的税」であるという風聞が広汎に流れた。

このような条件の下では1928年に導入された自己課税は農民から敵意をもって迎えられた。1928年春のロシア共和国労農監督人民委員部の調査資料は、「地元では中農層の不満が見られ、彼らは自己課税を税と同一視している」[28]と指摘した。農民の敵意が農村の一体的な特質をもっていたことを、タンボフ県執行委員会は次のように伝えた。「個々の村では、キャンペーンのはじめに、貧農の一部は、解説キャンペーンの展開が不十分であったときには、明らかにクラーク層の影響下に落ち、貧農が自己課税の導入に敵対する行動に出るケースがあった」[29]。3月のヴォローネジ県委員会でも、県委員会書記は「クラーク層、中農の一部、そして貧農も自己課税に反対した」と、村全体が反対した状況をほのめかした。彼は次のように報告をつづけた。「この自己課税がわれわれにとってかなり高くついた全く多くの村と郷があった。集会は4、5回召集されるは、神経は逆なでされるは、等々、等々であった」[30]。タンボフ県リペツク郡では、ソヴェトのアクチーフでさえ自己課税に反対し、このためスホードは4回もくりかえされた[31]。

スホードにおける採択については次のような重要な指摘がある。北カフカーズからの報告では、スホードにおける自己課税に関する提案は、「誰が反対か」「誰が棄権か」という形で採択がおこなわれた。これなら反対者がまず出ないからである。「『誰が賛成か』という投票はおこなわれていない。提案が失敗する可能性があるからだ」。或る村ではスホードは朝の11時から夜の7時までつづけられ、「全員が自己課税の布告に反対したのに、決定は全員一致で採択された」[32]。反対者がいないといっ

て、活動家は採択を宣言したのである。このすべての方法がまもなく全面的集団化においてもくりかえされることになる。

新しい自己課税のキャンペーンに対する農民の敵意ある態度を理解するためには、さらに、伝統的な賦課の方法と1928年の新しい方法とを対比する必要がある。

ロシア農村の自己課税が、そのときどきの必要に応じて実施される、アド・ホックな、目的別の（целевой）それであったことに注意しなければならない[33]。各農家への負担の分配方法は、共同体によって全く様々であったが、一例をあげるならば、次のとおりであった。牛の牧夫、共同の雄牛の牧夫を雇用する場合には、それに必要な費用は、各農家が保有する牝牛の数に応じて賦課され、馬の牧夫の場合には馬の頭数に応じて、防火用具の修理には各農家から、防火納屋の修理も各農家に応じて、土地の分割人（делильщики　割替などに際して採用される）は口数に応じて、採草地の分割人も口数に応じて、地方的意義の森林も口数に応じて、干し草の山の維持は口数に応じて、牧草地の維持は口数に応じて、川での移送は口数に応じて、その他等々であった[34]。これらが、1920年代のロシア農民の平等や公平の観念を反映していたことはいうまでもない。さらにくりかえすならば、伝統的な自己課税は、必要に応じて実施されたのであり、外からの圧力によって、「上から」「キャンペーン的に」おこなわれたのではなかった。

いうまでもなく、1928年のキャンペーンにおいても、農民の盲目性が優越したところでは、自己課税は、人数や農家に応じて全員平等に、農家の資産状態を考慮せずに、課せられた。このことは無数の資料が物語っている。しかし、1928年初頭の自己課税のキャンペーンのもっとも重要な事実は、キャンペーンがおこなわれた方法そのものが、農民や村ソヴェトの下からのイニシアチヴを基本的に窒息させるものであったということである。ロシア共和国労農監督人民委員部の資料を分析した論文は、自己課税の「キャンペーンは、下からであるべきであったが、下からではなく上からおこなわれた」（強調は原文）と断定した[35]。具体的にいえば、執行委員会の系列において、各執行委員会は、それより下位の機関に対して、自己課税からの収入に関するおよその統制数字（контрольные　цифры）を設定した。郷執行委員会や地区執行委員会は、それより上部の（郡や管区の）執行委員会からあたえられた統制数字にもとづいて郷、地区における自己課税の計画を作成し、この計画のなかでは、各村ソヴェト、さらにしばしば各村に対してこの賦課の大きさばかりか、賦課の目的、支払いの期限までがあらかじめ決定されていた。計画は大急ぎで作成されたもので、村の真の要求を考慮に入れたものではなかった。自己課税の目的、その資金の使途は共同体農民によって設定されたものではなかった。財務人民委員部の機関誌はあからさまに指摘している。「1927/28年度のキャンペーンでは、事柄が新しかったために、蒐集された自己課税の総額の利用計画は全く作成されず、自己課税の目的は、ふつうあらかじめの審議なしに一般スホードによって採択された。その結果明らかになったのは、採択された計画が、あれこれの村の実際の必要にあっていないということであった」[36]。

この計画は、キャンペーンの展開のなかで地元では、いたるところで村ソヴェトや農民に対して義務的な「確定課題」（твердые　задания）であると受け取られはじめた。この上から下への計画（義務）の割当というシステムのもとでは、村ソヴェトは本質的には上位機関の指令の執行者にすぎなか

った。ロシア共和国労農監督人民委員部と地方労農監督部が1928年4月－5月に調査した69の村ソヴェトのうち、47もの村ソヴェトが、郷（地区）執行委員会の統制数字を全く無修正で採択しスホードの承認を要求した。スホードも同様にしてこの関係のなかで受動的であり、69のケースのうち53のケースにおいてこの数字を無修正で採択した[37]。地区（郷）執行委員会からの「行政的圧力」によってスホードにおしつけられた「確定課題」が採択に付された[38]。本質的にいえば、このような構造は、本稿が考察する全期間において変化することはなかった[39]。やや後年の一連の史料は、自己課税の確定課題に関する年間、四半期の「統制数字」が共和国、地方（クライ）、管区、地区、村ソヴェト、村の順に設定されていたことを示している[40]。これが割当徴発のシステムに酷似していることに注目するべきである。

1928年1月7日のロシア共和国の立法は、有権者の半数という定足数で成立するスホードにおける単純多数で自己課税に関する決定を採択できるという既定の方法にくわえて、成立しなかったスホードについては、2度目には任意の出席者数で成立したとみなされる、すなわち定足数は要求されない（！）という新しい原則を導入した[41]。最後の点は、もはや明らかに自己課税の採択をはやめるための「キャンペーン」の一環であった。したがって、農民の積極的、消極的な抵抗によってスホードが成立しなかった場合には、この2度目のスホードという規定が広汎に利用され、1度目のスホードのあと2、30分も経たないうちに、そのスホードが2度目のスホードであると宣告され、行政的な方法で決定が採択された[42]。

自己課税のキャンペーンを実際に指導したのは、村ソヴェトではなく、郷（地区）執行委員会から村ソヴェトに派遣された全権代表であった。郷執行委員会全権代表の資格で、実際にはコムソモール郷委員会書記が派遣された、等々の例もあった。村ソヴェトがキャンペーンに対して受動的であったり、敵対的であったりした場合には、村ソヴェトへの権力的な介入がおこなわれた。ハリコフ州の13地区の199の村ソヴェトに関する資料では、32人の村ソヴェト議長が解任され、20人が責任を追及され、53人が懲戒処分を受けた。全村ソヴェトの53％にも達するところで懲罰措置がくわえられたのである。このようにして、自己課税のキャンペーン全体が当時同時に進行していた穀物調達キャンペーンの正確なコピーであった。同じハリコフ州では、おそらく半数に達する村ソヴェト（11地区で85の村ソヴェト）におけるスホードが定足数に達することがなく、2度あるいはそれ以上召集された。自己課税が採択されなかったスホードでは、興味深い現象がみられた。全権代表の提案に対して採択に参加したものは全くわずかで、残りのものは賛成も反対もせず、ただ沈黙しただけであった[43]。村ソヴェトが活発化したという報じられた多くのケースは、このような都市の勢力による強い側圧か、都市の勢力そのものの出現をあらわしていた。

村ソヴェトが郷（地区）執行委員会から受け取り、スホードに承認させた統制数字は、地方の必要や当該農村の利益をしばしば反映しておらず、いわゆる「村落間の必要」（межселенные нужды）が前面に出された。村落間の必要のための資金は郷（地区）執行委員会の管轄に向けられた。それが意味することは、第1に、共同体の資金の著しい部分が郷や地区という上部の行政単位へ移動しはじめたということである。村落間の必要への控除は、ところによっては自己課税による全資金の35％な

いし50％に達した[44]。1927/28年度のヴャトカ県の例では、一村的な意義の措置（防火、道路、整備、農業）に58.8％、村落間および地区的意義をもつ措置（教育、保健、その他経済的、文化的必要）に41.2％が支出された[45]。

スホードが徴集を決定した自己課税による資金の著しい部分を郷や地区が直接に管理する措置へと引き離そうとする傾向は、第2に、自己課税の資金の使途をスホードが自発的に決定するという自己課税の表向きの理念を台無しにした。キャンペーンの構造からして、そのような自発的な決定がそもそも困難であったことはすでに述べた。しかしたとえそのような決定があったとしても、郷や地区が自己課税の資金に介入したため、スホードが決定した使途は無視され、自己課税の資金は様々に転用された。転用の実例は、様々な行政的使途への転用のほかに、無視できない傾向として、他の機関、団体からのありとあらゆる借用があった。

なかでも1928年初頭に広汎に発生した特徴的な事例は、自己課税の資金を用いて公債（「農民経営強化債」）の購買がおこなわれたことである。穀物調達危機に対応して、農民から購買力を奪うために公債を農民に割り当てて売ろうとしたことはすでに述べた。しかし総じていえば、農民経営強化債なる割増金付き公債については、それに対する農民の不満は自己課税に対する農民の不満より深刻であった。もともと農民は公債を理解することができず、公債と、税支払いの受取証書や富籤との区別がつかなかった。キャンペーン中の農村からは、農村は有価証券を知らない、農民は公債を「反キリストの印章」（антихристова печать）とみなしている、等々と報告が入った[46]。カリーニンは、4月、農民公債のキャンペーンでは自己課税の場合よりも「歪曲」ははるかに大きかったと述べた。たとえば全権代表が自己課税で消火具を買うように農民に強制し、たとえ農民がきっぱりと拒否しても、実際に火事になったときにそれが役に立てば、彼らは納得することができる[47]。なによりも自己課税には共同体的な伝統という歴史的な背景がともかくもあった。しかし、強制的に農民公債を買わされた農民はすぐにそれを手放すであろう。

そのため公債の販売には様々な方法が採用された。なかでもここでは、興味深い内容をふくんだ実例をひとつだけあげておこう。ヴォローネジ管区ボブロフ地区フレノーヴォエ村ソヴェトでは、スホードは自己課税を6503ルーブリと決定し、村ソヴェトが追加的な自己課税を決定して総額1万2352ルーブリ10コペイカとした。村ソヴェトの追加分5849ルーブリ10コペイカは、階級的原則による賦課であった。後者はソヴェトの政策にしたがったものであるから、集会が決定した前者の自己課税は伝統的なやり方で、すなわち口数や農家に応じて賦課したものと容易に推定できる。6503ルーブリをこえる部分のうち1 1000ルーブリは、1928年3月26日の一般集会の決定にしたがって郷執行委員会に引き渡され、郷の病院の修理にあてられた。アルヒーフ資料は「自己課税の資金の支出が転用されたことは確認された」と断定した。2392ルーブリ5コペイカが「郷執行委員会の命令にしたがって」（согласно распоряжения Волисполкома）が農民経営強化債の購買にあてられた（「公債は現在まで貨幣化されていない」）[48]。同管区同地区の別の村ソヴェト（Сухо-Березовский сельсовет）でも、2段階の自己課税の方式が採用され、そして農民公債への支出の割当がおこなわれている[49]。

その他の支出項目を見よう。立法には規定されているが、スホードは要求しなかった項目として学

校の修理があり、これは村ソヴェトの決定によって600ルーブリが計上された。立法には規定されていない項目として、事務用品を買うための出張費、種子前貸しによる負債の返済、浮浪児の世話、使わなかった休暇の返済、自己課税の徴収、村ソヴェトの監査など。それ以外に、驚くべきことに6300ルーブリもの巨額の資金が消費組合に貸し出されている（「この額は返却された」）。この消費組合への貸し付けは、農民への緊急の工業製品供給という1927年末―1928年の消費組合の課題に対応するもの、すなわち穀物調達を目的とした貸し付けである可能性が強い[50]。そうであるならば、貸し付けの非農民的な、権力的な特質はいっそう明らかであろう。

それでは肝腎の、使途をスホードで決定した資金はどうなったのか。スホードは、農民が必要を感じている学校の建設を決定した。しかし学校の建設用材は調達できたが、建設そのものには資金が足りなかった。学校向けには2400ルーブリしか予定されておらず、前述のとおり公債購買が別途決定されていたために、資金の追加ができなかったのである[51]。しかし、消費組合からの資金の返却などから1927/28年度には巨額の残金が発生したことは明らかである。

このようにして、この村ソヴェトでは自己課税は事実上ほとんどその本来の役割を果たしておらず、たんに村ソヴェトや郷（地区）執行委員会の道具としての役割しか果たしていない。ここで注目しておかなければならないことは、「資金を非個性化し（обезличивание）、それを村ソヴェトから没収して郷執行委員会へ集中し、住民の需要や合意なしに、スホードが予定していない措置へと投入すること」[52]が、スホードの決定を無視しているかぎりで、共同体の終わりのはじまりを意味していたことである。しかし共同体の終わりが直線的に進行したのではないことを示すきわめて興味深い実例が、もっとあとの時期（1931年）について記録されている。それは農民共同体独特の隠れた抵抗であるといってよい。

自己課税が本来の使途から切り離されたために、たとえばペンザ地方の多くの村ソヴェトでは、それが日当、馬車の借り入れ、事務費など、様々な行政的な必要に向けられており、それは慢性的な現象である、と指摘された。こうして、自己課税の本来の使途のために、それとは別に賦課を導入する必要が発生した。同地方ではそのために「村の賦課」（сельский сбор）と「土地団体の賦課」（сбор земельного общества）が導入されていた。「多くの村ソヴェトでは、上記の法律〔1931年度全連邦自己課税法〕にもとづいて実施される自己課税とは別に、地方の需要（馬車、班（デシャートニク）長の雇用、ありとあらゆる共同体の代表の扶養やその他）向けのいわゆる『村の賦課』が実施されている。しかもこの賦課は、ウザ〔地名〕でそうであったように、多くの村ではその額が基本的な自己課税を凌駕しさえしている。しかも重要なことは、村の賦課の割当は階級的な原則によってではなく、『口数』や『農戸』の原則にもとづいて実施されている。たとえば、カゼーエフカでは、農業税を免除されているすべての貧農経営もふくんで、1口数から25コペイカずつ賦課されている。多くの村ソヴェトでは、この賦課は金銭出納帳に記録さえされておらず、土地団体の代表によって使われている。

自己課税と村の賦課以外に、さらに、〔共同体の〕代表の扶養のための費用や裁判の費用など向けの土地団体の賦課も実施されている。この賦課の割当は土地団体の代表によっておこなわれており、同じ彼によって賦課がおこなわれ、集められた資金が村ソヴェトを無視して無統制に支出されている」[53]。

いいかえれば、自己課税が本来の自己課税ではなくなったために、本来の自己課税が別の名目で存続しているのである。

1928年10月４日に全ロシア中央執行委員会、ロシア共和国人民委員会議は、「1928/29年度における自己課税の実施手続きについて」という決定を採択したが、これはなぜか公表されなかった。それは、自己課税の実施に際する行政的な抑圧措置が許し難いと強調した。1928/29年度における自己課税は「特別なキャンペーン」として実施してはならず、すべての農村に対して義務的に適用してはならない、とそれは定めた。また２度目のスホードに定足数を設けなかったことが、スホードを行政的に引きまわすことにつながったという反省から、それには有権者の３分の１以上という条件が設定された。さらに、１度目のスホードをただちに２度目のスホードと見なす法的な潜り抜けを防ぐために、村ソヴェトは、１度目のスホードから１日以上経たなければ、２度目のスホードを召集できない、と定めた[54]。

しかしこれらの要求は守られなかった。第１に、たとえば1928/29年度の中央黒土州における自己課税実施の点検結果は、「村スホードは、多くの場合、法に規定された定足数をもたなかった」と総括した[55]。1928年10月４日付決定を明示的に指して、その遵守が困難であると断定した文書は各地に残されている[56]。1929年３月19日付のヴォローネジ管区ボブロフ郡の１村ソヴェトに関する調査報告は、1928年10月４日付決定に合致した集会はひとつもなかったと詳細に伝え、それでも「地区執行委員会の側からの異議申し立てはなかった」と、暗に、スホードの定足数に関する規定が有名無実であると指摘した[57]。さらに前出の中央黒土州の調査を実施した州労農監督部は、ロシア共和国労農監督人民委員会議に対して、同決定が非現実的であるという問題をしかるべき機関において提起するよう要請した[58]。

１度目のスホードと２度目のスホードの定足数についての同決定の規定は、1930年以降、全連邦の自己課税法にも取り入れられ、したがって、立法に規定された集会の定足数が遵守されていないという調査報告はその後も残されることになった[59]。これら一連の事実は、全体として、ふつう定足数に満たない集会が自己課税に関する決定を採択していたことを意味しているといえよう。

第２に、自己課税についての「特別なキャンペーン」もやまなかった。ここには1928年11月に入ってふたたび穀物調達が深刻な不振に見舞われたことが関係しているであろう。すでに指摘したように、当時の支配的な思想においては、農民に穀物を「売らせる」ためには「課税圧力」が必要であった。同時に自己課税は農民の貨幣資金を動員する手段のひとつとなった。若干の財政機関は「特別なキャンペーン」が必要であることを指示する特別な決定を出した。農民の反対と抵抗にもかかわらず、例外なくすべての村を自己課税に引き入れるようとする要求もあった。このようなアプローチの結果、スホードの決定には、自己課税の目的、使途、大きさ、支払期日、住民のなかから自己課税委員会へ選出された代表のリストなどといった重要な情報がしばしばすべて欠如していた[60]。

1928年のキャンペーンでは、自己課税の「統制数字」を「上から」村にあたえることは誤り、いきすぎと見なされた。1927/28年の穀物調達においても、はやくも上部の行政単位から下部へ、最終的には村ソヴェトや村に穀物供出量を割り当てるという方法がかなり普及していたことは私自身が明ら

かにした[61]。いいかえれば、1928年の同じ時期に自己課税と穀物調達の2つのキャンペーンにおいて同様の割当方式が発生したのである（同じ頃、農民公債募集のキャンペーンにおいても「統制数字」「確定課題」を上部機関から最終的には各農家に割り当てるという方法が発生したことにも注意を促しておこう)[62]。

しかし1929年春にいたって、「新しい穀物調達の方法」、すなわち本質的には前年にあらわれていた方法が若干の新しい意義を付与されて再登場し、いまやそれは公式の方法となった。その本質は、穀物調達計画を村まで下げ、村全体がスホードの特別な決定を採択して、特定量の穀物を国家に供出するという義務（「自己義務」"самообязательство"）をみずから引き受け、後者の義務量は、村の各経営の経営力に応じてそのあいだで割り当てるというものであった[63]。この方法は事実上、自己課税と同一視されはじめ、それはこの「自己義務」という概念によっても促された。

共産党中央委員会・中央統制委員会4月総会（1929年）においてスターリンが1929年の新しい穀物調達の方法を自己課税とのアナロジーで解釈したことは興味深い[64]。おそらく、このような発言の影響で、地方機関は自己課税法に言及することによって、それを支払わない農民経営に対して5倍の罰金を行政的に「確定課題」として課しはじめた[65]。6月27日付全ロシア中央執行委員会・ロシア共和国人民委員会議決定はこの実践を合法化した。村スホードによって個々の農民経営に課せられる穀物供出義務は各農民経営の「国家的義務」（"государственная повинность"）と見なされ、その不履行に対してソヴェトの立法（ロシア共和国刑法第61条）は特別な制裁を予定した[66]。

今度は、自己課税のキャンペーンが穀物調達と同様の方法で実施されはじめた。たとえば、1930年10月、自己課税のキャンペーンが絶頂に達していた頃、財務人民委員部の機関誌は古い活動方法と決定的に手を切るように要求し、「なによりもまず、自己課税の統制数字を村まで下ろすこと（доведение контрольных цифр самообложения до села）を実行しなければならない」と主張した[67]。スホードが自己課税に関するしかるべき決定を採用しない場合には、村全体に対する処罰をともなった。これは穀物調達の独特のコピーであった。すなわち1929年11月12日付イヴァノヴォ州ムィシキンスキー地区執行委員会決定には、文字どおり次のようにあった。「もし、支払っている農業税の総額の15％に自己課税が達しない場合には*2、これらの村は隔離して*3、自己課税のパーセントを増加させるありとあらゆる措置を適用しなければならない」[68]。

のち1931年の財務人民委員部の機関誌の論文は、ヴォルガ下流地方の自己課税キャンペーンを次のように描写し、それを理想的に展開しているものと評価したが、それは、逆に、自己課税キャンペーンが完璧に穀物調達キャンペーンと同じ形態と実体をともなうべきものであると想定されていたことを示している。村ソヴェトには地方（クライ）から地区をとおして統制数字があたえられ、それは村の一般集会やコルホーズのブリガーダで審議され、承認され、地区からはキャンペーン遂行のために村ソヴェトへ全権代表が投入され、「村のあらゆる世論」が動員されて、「社会主義的競争」と「突撃作業運動」にもとづく期限前の自己課税支払いが組織された。ついに「赤板（優秀者掲示板)」と「黒板（怠惰者掲示板)」の制度があらわれたとそれは伝えた[69]。翌1932年の穀物調達キャンペーンで「黒板」に名前（農家、村、コルホーズ、地区）が掲載されれば、工業製品の販売禁止、製粉の禁

止にはじまり、ついには「清算」、追放にいたる措置が適用されることになる。

自己課税の社会的、経済的本質の変化は、滞納者に対する制裁措置によっても見ることができる。以前、自己課税の不払いに対して、土地団体は、分与地の剥奪、採草地で草刈りをする権利の剥奪、共同の放牧地で家畜を放牧する権利の剥奪、地方的意義の森林で薪をとる権利の剥奪、罰金などといった種類の罰を適用した。ときに土地団体の代表は人民裁判所に出頭して、司法的手段によって自己課税の未納金を取り立てるよう要求した。しかし裁判所はこのような訴訟を受けいれなかった[70]。このことは、裁判所が自己課税を農民社会の事柄とみなしていたことを物語っている。

しかしいまや自己課税の実施は国家の事柄となった。公式には自発的とされた自己課税は事実上国家の義務となった。自己課税の未納金は農業税の徴収に規定された方法で取り立てられた。とくに滞納者の資産は差し押さえられ、公開の競売にかけられた。

4　結語にかえて

以上を要約すれば、1928年にあらわれた自己課税の新しい歴史的特徴は、そのキャンペーン的、行政的な特質を別とすれば、第1に、上部機関から村ソヴェト、スホードへの「統制数字」の割当、第2に、共同体や村ソヴェトといった下部の行政単位から地区（郷）執行委員会への資金の移動、第3に、自己課税からえられる資金の使途限定の解除であった。このすべてが1930年代に一貫して強化されることになる。とくにここで特徴的なことは、「上から下へ」と「下から上へ」という正反対の指示と資金の流れである。またさらに重要なことは第2の点が第3の問題と緊密に関連していることである。この双方が、共同体の自治機能の上位への機関への吸収と譲渡という同一の過程の2つの側面であり、それは、地域的な農民の団体としての共同体の終焉を事実上意味していた。

1927年8月の全連邦自己課税法が自己課税を村ソヴェト予算（村予算）に移すことを将来に予定していたと見なしうることについてはすでに述べたが、1930年に入ってソ連、ロシア共和国の一連の立法、決定はそれを実施に移した。2月3日付「村ソヴェト組織化の基本規定」[71]と8月16日付1930/31年度向け全連邦自己課税法は、独立した村予算の原則を確立し、その収入源を強化するために自己課税の資金を村予算にふくめると決定した。新年度がはじまった同年10月1日（ただし10月-12月は特別四半期と呼ばれる）から、それは実施に移されたが、しかし市民集会で決定された自己課税の資金の使途を厳しく保持するという原則も同時に維持された。11月10日付のロシア共和国立法は、1931年1月1日から、全面的集団化地区のすべての村ソヴェトと、その他の地区では人口1000人以上の村ソヴェトに独立した村予算を導入すると決定した[72]。こうして特別四半期と1931年には、その収入の部に自己課税の資金をもつ独立した村予算の数が急速に増加した(付表を参照)。1932年には村予算は事実上いたるところで導入され、例外をなしたのは、カラ・カルパキヤ、キルギジヤ、ヤクーチヤといった自治共和国の若干の地区、ロシア共和国の北部辺境の若干の地区だけとなった。

年　度	ロシア共和国の村予算の数（予算による掌握%）	総　額（１００万ルーブリ）	１村予算あたり平均金額（ルーブリ）
1925/26	762（ 1%）	9.4	12300　*
1926/27	1815（ 3%）	15.6	8600　*
1927/28	3411（ 6%）	24.6	7200　*
1928/29	7697（14%）	54.7	7100　**
1929/30	18825（35%）	155	8200　**
1931	50800（81%）	640.7	12600　**

* Финансы и народное хозяйство, 1930, №6, с. 14.
** ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1574, л. 77, 77 об.

しかし村予算の発展に関するこのような数字は農村の現実を正しく反映しているとは、とても見なすことはできない。まず、1920年代に「独立した」村予算がたとえ存在していても、それが「あらゆるところで、そしてすべての連邦構成共和国で」農民の参加なしに、村ソヴェトの参加さえなしに、架空に、機械的に導入されたものであることはあまねく知られていた。大多数の場合、村予算を作成し、実施していたのは地区執行委員会自身であり、後者は、村ソヴェトに帰属するはずの（たとえば農業税からの）控除額を村ソヴェトにあたえず、みずからのところ（たとえば地区財務局）にそれを差し押さえていた[72-a)]。

1930年代にはじまったのは、この傾向の拡大、普遍化であった。1930年に自己課税を村予算にふくめることが決定された瞬間に、自己課税は、「目的別の」特質を失い、一般の予算上の必要に利用されはじめた。したがってそれは、立法が定めた文化的、社会的、経済的な用途ばかりでなく、様々な施設の職員の給与にも充当されはじめた。1931年、自己課税が村予算の収入の部に入れられたあと、中央黒土州では社会的、文化的施設の職員の給与のうち、53%が自己課税からの資金によって支弁されていた。西部州では25%、モスクワ州では20%であった[73)]。ロシア共和国人民委員会議の1931年8月15日付決定は事実上それを容認した[74)]。財務人民委員部の機関誌に公表された注目すべき一論文は、自己課税が共同体的な出自を喪失して一般の予算に混入したことを、「共同の釜」（общий　котел）にそれが入れられたと、農民的な表現を使った[75)]。

1927年8月の自己課税全連邦法以来、自己課税の「目的別の」特質を厳格に維持するために、その使途の「一覧」（перечень）を掲げることを各連邦共和国の立法に義務づけていた。1930-1931年にはじまった自己課税の一般予算への混入にとって、この規定は、時代の趨勢と矛盾する妨害的な制約であった。時代の要請に応えるために、「一覧」の内容を勝手に拡大することは、州（地方）執行委

員会によってはじめられていた。しかし最終的には「一覧」そのものの廃棄が必要であろう。ロシア共和国財務人民委員部は、1931年6月1日付で、ロシア共和国人民委員会議に宛てて、新しい共和国自己課税法では、自己課税からの資金は農村の文化的、経済的な必要に向けられるとだけ記せばよいのであって、詳細な「一覧」は掲げるべきではないと要求した[76]。立法の世界はつねに保守的であり、この要求はただちには実現しなかった。しかし1933年の全連邦自己課税法では、「一覧」を連邦共和国法に要求する規定が消えていた。それは、自己課税がもっていた農民共同体的な出自が最終的に消滅したことを意味していた。

それとともに、村予算そのものが村ソヴェトよりも上部の地区執行委員会の予算へ、場合によっては州（あるいはクライ）の予算へと吸収されはじめた。1932年2月の、全ロシア中央執行委員会メンバーと地区執行委員会議長の会議では、全参加者の一致した意見は、「地区が村ソヴェトの予算の権利を制約しており、地区予算は地方（クライ）が制限しており、クライでは『われわれを財務人民委員部が制限している』といわれている」ということであった[77]。1932年11月5日付全ロシア中央執行委員会宛ロシア共和国財務人民委員部報告覚え書きは、まさに端的に「1931年のクライ（州）内部での再分配は、下から上へ（снизу вверх）、すなわち村予算、市予算から上部予算への資金の取り上げという方向で進んだ」と指摘した[78]。

いいかえれば、村ソヴェトの「独立した」予算という理念は実現されなかった。大半の場合、村ソヴェトは、地区が官僚的に作成した収入・支出の予算を受け取っただけで、そこに村ソヴェトの参加も、いわんや村の意見の参加もなかった。したがって村ソヴェトが自分の「村予算」（「地区からの予算という『カンニングペーパー』」）を知らないということもしばしばおこった[79]。結末を見るために1935年7月にソ連人民委員会議が招集した会議におけるソ連財務人民委員グリニコ（Г. Ф. Гринько）の発言を引用しよう。「大半の村ソヴェトは、地区財務部で作成され地区執行委員会幹部会が全村ソヴェトについて一緒くたに（чохом）承認した原始的な収入・支出表でまだやっている」（強調は原文）。会議に参加したすべての村ソヴェトと地区執行委員会の職員がグリニコの発言を正しいと認めた。ヴォローネジ州グリャジンスキー地区ゴロヴシチェンスキー村ソヴェトの書記は、現実をあからさまに語った。「われわれの村ソヴェトには事実上自分の予算はない。あるというのは書類上だけである。われわれの参加なしに地区でそれは承認されている。地区執行委員会は自分の裁量で或る項目を減らして、別の項目を増やしている。われわれのものである〔税などからの〕控除は地区の予算にとられており、そこから思いついた額だけがわれわれのところへ送られてくる」[80]。

残されたのは、法的な規定を現実に相応させることだけであった。1933年の立法は、第1に、自己課税からえられる資金が村予算と地区予算にいれられると規定することによって、地区執行委員会に対して、この資金の大きな部分を村予算から受け取る可能性をあたえた。第2に、この立法において、村予算にふくめられた自己課税の資金の使途を明記する義務を定めた重要な項目がついになくなった。

1934年の自己課税法では、新しい規定があらわれ、自己課税によって集められた資金は、その75%が村予算と地区予算に向けられて、予算によって予定された（すなわち市民集会の決定によってでは

なく）文化的、経済的目的に支出されるものとされた。残りの25%は、村ソヴェトの完全な管理下に入り、村予算によって予定されていない村の必要向けにあてられるものとされた。特徴的なことには、この後者のわずかな資金に関してさえ、その支出は一般総会の決定と正確に相応していなければならないという規定が欠如していた。

1933年の自己課税全連邦法は、「住民の文化的、経済的必要を充たすための自己課税は、農村および別荘地において実施される」（傍点は引用者）と規定した。一方、それ以前の1927-1932年のその立法は、農村と別荘地に住む住民はみずからの文化的、経済的必要のために自己課税のための決定を採択することができると、規定していた[81]。こうして自己課税は1933年以降は形式的にも自発的であることをやめたのである。

前述のとおり、1929年春に導入された「村計画」は、公式には自発的なものであると宣言されたが、実際には村スホードによって各農民経営に割り当てられた。まさにこのことによって、各農民経営の穀物供出義務は「国家的義務」と見なされ、その不履行はしばしばクラーク清算をともなった。「村計画」は、第1次五カ年計画における穀物調達の規定的モメントであり、公式に穀物調達方法と公言されていた予約買付契約のシステムをみずからのもとに従属させていた。それは、「税」としての効力をもつ1933年の義務納入制を準備した[82]。

同様にして、共同体的自治の物質的基盤としての自己課税は、1928年から国家の財政的システムの一部となり、事実上、地方予算を補足する一種の地方的な国家的義務、すなわち地方税に転化した。導入された自己課税が追加的な税であるとみなした1928年の農民の直感は正しかった。「村計画」と同様に、自己課税の計画は、統制数字の形態で「上から下へ」村まで下ろされた。しかしながらこのような「国家化」（огосударствление）は、しばしば村ソヴェトの利益を犠牲にして進められ、以前は共同体（社会）に固有のものであった機能は村ソヴェトより上部の地区執行委員会へと「下から上へ」直接に譲渡されていった。明らかに、この時期に「下から上へ」資金が奪い取られていったことは、国民経済の中央集権的管理機構の確立と対応している。

しかしながら、この過程の社会的な局面に注目する必要がある。普通初等教育の導入、初等学校数の著しい増加、医療施設の増加、従業員や技術要員への給料支払いの増加、農村における電話の普及の必要性、農村のインフラストラクチュアの増加――これらすべてのことは、自己課税の資金をひとつの村の一般集会の決定だけに相応させて支出させるという原則を維持していては不可能であった。自己課税によって集められた資金は、村落間の必要や全地区的な措置に（ときには州の措置にさえ）向けられた。地方的な自己課税の資金が地区の予算へ吸収されていったことは、伝統的な社会が近代化への急激な転換を経験しつつあったことを反映していた。そこでは、社会的、経済的発展の必要性がひとつの狭い村のなかの局地的な関係を不可避的に崩壊させていく。この問題に関する専門家エス・チュグーノフは、以前の状況を1926年に次のように書いた。「農村の圧倒的大多数の社会的な必要は、まさに一村的な特質（поселенный характер）をもっており、それを村ソヴェトの規模に集中することでさえ現在の条件下では不可能である」[83]。スホードによる自己課税という慣行、あるいは共同体そのものを擁護していた時期には、このような観点が優越していたことに注意するべきである[84]。

第1次五カ年計画の時代には1920年代のこの前提を取り払わなければ前進は不可能であった。しかしこの近代化は、下部の装置、地方の共同社会の機能を著しく弱体化させたという意味において、一種の近代化にすぎなかった。

---

*1 「税」とは国家との関係を想定した概念であり、その連想を避けるためには「賦課」という訳語が考えられるが、これまでの慣例にしたがっておく。

*2 1929年の自己課税法では、勤労的個人農は統一農業税の25%をこえない範囲で自己課税に参加するものとされたが、実際にはそれを超える規模の自己課税をスホードが採択するよう促された。

*3 穀物調達キャンペーンにおいて村を「隔離」した同じ頃の典型的な実例は、奥田央『ヴォルガの革命：スターリン統治下の農村』東京大学出版会、1996年、41-42頁を参照。

---

1) 1920年代の共同体における自己課税については、溪内謙『ソビエト政治史』勁草書房、1961年; Данилов В. П. Об исторических судьбах крестьянской общины в России//Ежегодник по аграрной истории. Вып. 6, Вологда, 1976; Кознова И. Е. Сельские советы и земельные общества: динамика взаимоотношений в 1921-1929 гг./по материалам Европейского центра РСФСР/. М., 1980(работа депонирована в ИНИОН РАН); Яхшиян О. Ю. Самообложение в деревне 1920-х годов//Научные труды МПГУ. Серия: социально-исторические науки. М., 1998; Сафонов А. А. Советская власть и общинное крестьянство Тамбовской губернии накануне коллективизации//Власть и общество России XX век. М.-Тамбов, 1999.
なお本稿は、Хироси Окуда. Самообложение 1928-1933 гг.: к вопросу о последнем этапе русской крестьянской общины -- in: Okuda H.(ed.) *History of the Russian Peasantry in the 20th Century* (volume 1), Tokyo, 2002. Faculty of Economics, University of Tokyo. CIRJE-F-189. のうち、1920年代に関する記述を大幅に書き加え（省いた部分もある）、1930年代に関する部分を逆にごく簡単に要約したものである。1930年代については、すでに新しい豊富な史料を研究したが、立ち入ることができなかった。

2) 1920年代の「共同播種地」とは、特定の共同体の土地に共同体の負担で準備された種子が共同体メンバーに課された労働義務によって播種され、その収入がやはり共同体の必要に向けられるというものである（詳細は、См.: Вестник финансов, 1928, № 3, с. 79-80; Филиппов И., Крынская Б. Территория и материальная база сельсоветов. М., 1930, с. 57; Низовой бюджет и общественное хозяйство деревни. Под ред. М. Л. Леонтьева. М., 1929, с. 100.)。「共同播種地」の性格については、それを共同体的自治の物質的基礎に関連づけた私の議論に対して、ズィリャーノフ（П. Н. Зырянов）が、それ（彼が念頭においているのは革命前のそれである）を非農民的な、外的な強制と把握して、私を攻撃している（なお彼はこの攻撃を私に向けずに、私の議論を紹介して支持した松里公孝氏に向けている。なぜか私には全く言及していない)。См.: Собственность на землю в России. Под общей редакцией Д. Ф. Аяцкова. М., 2002, с. 178.

3) 奥田央『コルホーズの成立過程』、岩波書店、1990年、191-192頁。
のちに見るように、ソ連政府は、1927年以降、農民の均等原則に対して一貫して階級原則を対峙したが、ほとんど唯一の例外は、1926年のイグナーチエフ（В. И. Игнатьев）で、階級原則の適用には「特定の慎重さをもって」臨むべきだとし、牧夫の雇用や、種牛の購買、飼育には、階級的な原則（統一農業税）によるのではなく、経営内の牝牛の数によって自己課税を負担するべきだとした（Советское строительство, 1926, № 3-4, с. 86-87.)。このような提案でさえ、「小ブルジョア的均等性」の臭いが漂っていると非難された（Революция права, 1928, № 6, с. 140.)。

4) Резунов М. Сельские советы и земельные общества. М., 1928, с. 12.

5) 奥田央、前掲書、192頁。

6) Низовой бюджет и общественное хозяйство деревни. Под ред. М. Л. Леонтьева. М., 1929, с. 83-84.

7) Советская волость, 1923, № 1(август), с. 25.

8) 以下、自己課税に関する各年度の連邦法は、См.: СЗ, 1924, № 6, ст.,69; СЗ, 1927, № 51, ст. 509; СЗ, 1930, № 44, ст. 451; СЗ, 1931, № 48, ст. 320; СЗ, 1932, № 65, ст. 376; СЗ, 1933, № 32, ст. 189; СЗ, 1934, № 30, ст. 232; СЗ, 1935, № 30, ст. 233; СЗ, 1936, № 40, ст. 341. 1928年と1929年には、1927年法がいくつかの修正付きで有効であった。コルホーズ員については、彼らは1930年の自己課税法まで（それをふくんで）自己課税に参加しなかったが、1932年の同法から参加した。1931年の同法では、「共同化されていない所得をもつコルホーズ員は・・・自己課税に参加する」と規定された。

9) Деревня и наши недостатки. Гомель, 1925, с. 44-45. 帝政期（1891年）のロシア全体に関する興味深い研究も、郷の支出が主として行政的な目的に向けられ、他方、村の支出が経済的な目的に向けられていたことを示している（Власть советов, 1923, № 5, с. 41-45.)。

10) Финансовая газета, 26 сентября 1924 г.

11) НКРКИ РСФСР. Волостное бюджет и волостное хозяйство (по материалам обследования НКРКИ РСФСР). М., 1925, с. 67-68.
12) Совещание по вопросам советского строительства. 1925 г. Апрель. М., 1925, с. 99-100, 103.
13) 詳細は См.: Советское строительство, 1927, № 4, с. 84-89.
14) Филиппов И., Крынская Б. Указ. соч., с. 58.
15) Власть советов, 1926, № 17, с. 15.
16) Подробнее см.: Советское строительство, 1927, № 2-3, с. 111; НКРКИ РСФСР. Волостное бюджет и волостное хозяйство, с. 68; Филиппов И., Крынская Б. Указ. соч., с. 58.
17) Совещание по вопросам советского строительства. 1925 г. Апрель. М., 1925, с. 184; Власть советов, 1925, № 16 с. 21. ただし、このソヴェト建設会議直後の5月の第3回ソ連邦ソヴェト大会の決定は、ネップのもっともリベラルな政策体系をあらわしたもので（頻繁な割替の禁止や、農業における労働力雇用の容認など）、ここでは、ふたたび1924年の恣意的な賦課の禁止の宣言がくりかえされた（Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам. Т. 1. М., 1967, с. 473.）。
18) Подробнее см.: Советское строительство, 1927, № 4, с. 84-89.
19) Сельсоветы и волисполкомы. Сборник статей и материалов. Под ред. Я. Яковлева и М. Хатаевича. М., 1925, с. 59.
20) Резунов М. Указ. соч., с. 15-17.
21) ГАРФ, ф. А-410, оп. 1, д. 45, л. 87; РГАСПИ, ф. 17, оп. 2, д. 375, вып. 2, л. 74-74 об. 前者は、ヴェイツェル（И. Я. Вейцер ソ連商業人民委員部幹部会メンバー）の1927年9月7日付電報、後者は、ミコヤン（А. И. Микоян）の中央委員会7月（1928年）総会における、ソ連人民委員会議・労働国防会議合同会議（1927年9月）で果たしたソ連ゴスプラン（とくにクヴィーリング Эм. И. Квиринг）の役割への論及。詳細は、奥田央「穀物調達危機（1）――ソ連1927/28農業年度――」（東京大学『経済学論集』、2001年、第67巻第1号、所収）、30-34頁を参照。
22) Бокарев Ю. П. Социалистическая промышленность и мелкое крестьянское хозяйство в СССР в 20-е годы. М., 1989, с. 280.
23) 詳細は、前掲拙稿「穀物調達危機（1）」、50-51頁を参照。
24) Власть советов, 1927, № 42, с. 4.
25) Статистическое обозрение, 1930, № 1, с. 106; Финансы и народное хозяйство, 1930, № 25, с. 20.
26) Финансы и социалистическое хозяйство, 1933, № 9, с. 3.
27) Советское строительство, 1928, № 9, с. 59.
28) Верлинский В. Практика самообложения крестьянства//Экономическое обозрение, 1928, № 8, с. 34. См. также: Красная армия и коллективизация деревни в СССР (1928 - 1933 гг.). Неаполь, 1996, с. 102; Советская деревня глазами ВЧК- ОГПУ- НКВД. М., 2000, т. 2, с. 702; и ряд др. われわれは、ひとりで自己課税を実施しなければならなかったという農民自身が書いたそのユニークな回想を読むことができる。それによれば、自己課税（「税」）のキャンペーンは「1927年に」おこなわれ、すべての村がそれを受けいれることを拒否した(подробнее см.: Бердинских В. Крестьянская цивилизация в России. М., 2001, с. 315-316.).
なお最初に掲げたヴェルリンスキーは、1928年4月―5月のロシア共和国労農人民委員部の調査（本稿第3節を参照）において中心的な役割を演じ、同労農人民委員部幹部会宛に彼が書いた報告書は、簡単な序文を付して、ロシア共和国人民委員部宛の7月28日付同労農人民委員部文書となった。彼のもっとも詳しい報告書は ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1011, л. 111-125. にあり、これが最初に掲げた論文の母体となった。したがって、この『経済評論』に公表された論文は非常に重要なものである。
29) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1011, л. 144.
30) РГАСПИ, ф. 17, оп. 21, д. 652, л. 12.
31) Сафонов А. А. Указ. соч., с. 291.
32) Трагедия советской деревни. Т. 1, с. 194.
33) これまでの研究史は、この事実に注目していないために、1930年代の研究に連結できないことに注意せよ。
34) Боговой И. Деревенские будни. М.-Л., 1928, с. 129-130. 同時に、当時、共同体によっては、目的別の賦課から統一的な賦課へと移行しつつあった。後者の場合、たとえば、賦課は分与地に換算され、さらに2頭の牝牛が1分与地と見なされる、等々の方法が採用された（Вестник финансов, 1928, № 3, с. 80）。
35) Верлинский В. Указ. соч., с. 33.
36) Финансы и народное хозяйство, 1929, №11, с. 14.
37) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1011, л. 138; Верлинский В. Указ. соч., с. 33; Власть советов, 1928, № 33, с. 6.
38) 「スホードに対する行政的圧力」について、См.: Экономическая жизнь, 14 июля 1928 г.
39) Подробнее см.: Власть советов, 1934, № 6, с. 45.
40) たんなる一例として財務人民委員部の機関誌『財政と国民経済』（およびその後続誌『財政と社会主義経済』）にあらわれる諸例をあげておく。Финансы и социалистическое хозяйство, 1931, №30-31, с. 28(共和国). Финансы и народное хозяйство, 1930, № 1, с. 17(管区). Финансы и социалистическое хозяйство, 1931, № 27, с. 27(地方). Финансы и социалистическое хозяйство, 1931, № 1, с. 54(地区). Финансы и социалистическое хозяйство, 1931, № 1, с. 54; № 23, с. 27; № 27, с. 26(村ソヴェト). Финансы и народное хозяйство, 1930, № 29, с. 13(村).

41) Бюллетень узаконений и распоряжений по сельскому и лесному хозяйству, 1928, №3, с. 24-28.
42) Верлинский В. Указ. соч., с. 34.
43) Власть советов, 1928, № 33, с. 6; № 28-29, с. 18-19.
44) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1011, л. 138.
45) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1016, л. 2.
46) Экономическая жизнь, 18 мая 1928 г.; Финансы и народное хозяйство, 1928, № 51, с. 3, 8.
47) Калинин М. И. О едином сельско-хозяйственном налоге на 1928-29 г. М.-Л., 1928, с. 31.
48) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1191, л. 33.
49) Там же, л. 27.
50) Сухо-Березовский сельсовет については「穀物調達向けに825ルーブリをボブロフ市消費組合へ」という明示的な指摘がある（Там же.）。
51) Там же, л. 33-33 об.
52) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1016, л. 3-4.
53) Финансы и социалистическое хозяйство, 1931, № 13-14, с. 55.
54) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1011, л. 11-14. この決定の作成には、1928年４月―５月のロシア共和国労農人民委員部の調査（前注28を参照）において中心的な役割を演じたヴェルリンスキーが大きな役割を果たした。彼は「自発性」を最大限に重視した。
55) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1191, л. 2.
56) 以下の他に、ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1016, л. 45.（スターリングラード管区）
57) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1191, л. 28.
58) Там же, л. 3-4.
59) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1431, л. 28-28 об.（1931年６月１日付ロシア共和国人民委員会議宛ロシア共和国財務人民委員部文書）
60) Вестник финансов, 1928, № 7, с. 88. なお、ロシアではないが、はやくも1928年のカザフスタンにおけるバイ（大家畜所有者）の収奪が自己課税の原則にもとづく賦課をともなっており、その方法は、未来の集団化の特徴的な（しかしいまや周知の）方法を髣髴とさせるものであったことは指摘するに値する。カザフスタンの状況の調査のための政府委員会議長であったキセリョーフ（А. С. Киселев）は、ソ連中央執行委員会の公式の雑誌において、次のように指摘した。「まず郡執行委員会全権代表が村ソヴェトとともに自己課税の賦課をおこなった。それからリストを一般集会に提出した。そして意味深長に訊いた。『誰が反対か？』。全権代表が簡潔に次のように述べるのに30秒の静けさだけで十分であった。『全員一致で採択された』、そしてプロトコルに記録するよう命じた」。この場合、自己課税の賦課が、集会の決定を使って資産の没収に形式的な根拠をあたえるために利用されていることは特徴的である（Советское строительство, 1929, № 1, с. 17.）。
61) 主な資料の典拠は、РГАСПИ, ф. 17, оп. 2, д. 354, вып. 1, л. 29, 33; РГАСПИ, ф. 17, оп. 21, д. 2604, л. 12-12 об.; РГАСПИ, ф. 17, оп. 21, д. 3551, л. 30. である。詳細は、奥田央「穀物調達危機（２・完）――ソ連1927/28農業年度――」（東京大学『経済学論集』、2002年第67巻第４号、所収）、45-56頁を参照。溪内謙『スターリン政治体制の成立』第１部（岩波書店、1970年）には、明らかにまだ「ウラル・シベリア方式」（本稿注66を参照）に対する認識がなく、したがって、1928年の事態に対する分析が「非常措置」の問題にとどまっている。
62) 前掲拙稿（２・完）、61頁。
63) Трагедия советской деревни. Т. 1, с. 614-615, 805 (прим.186). 筆者は、計画的な課題を村まで下ろすという新しい穀物調達の方法が、事実上、「戦時期の食糧割当に際しておこなわれていた」それのくりかえしである、という観点を完全に支持している (Как ломали НЭП. Т. 5, Пленум ЦК ВКП(б) 10-17 ноября 1929 г. М., 2000, с. 6).
64) Сталин И. В. Сочинения. Т. 12. М., 1949, с. 88; 奥田央『ヴォルガの革命―スターリン統治下の農村』東京大学出版会、1996年、19頁。
65) Трагедия советской деревни. Т. 1, с. 615-616.
66) 奥田央、『ヴォルガの革命』、34頁；В борьбе за хлеб. Материалы в хлебозаготовительной кампании 1929/30 г. М., 1929, с. 51 (М. Чернов). 大きな政治裁判における著名な検事であるクルィレンコ（Н. В. Крыленко）による「全国家的義務」（"общегосударственная повинность"）への言及について、См.: Трагедия советской деревни. Т. 1. М., 1999, с. 615. См. также: Доманевская О. На крестьянском фронте//Социалистический вестник, Берлин, 1929, № 15 (19 августа), с. 3-5; Прокопович С. Н. Народное хозяйство СССР. Т. 1. Нью-Йорк, 1952, с. 180-182; Мошков Ю. А. Зерновая проблема в годы сплошной коллективизации сельского хозяйства СССР (1929-1932 гг.). М., 1966, с. 64-65; Гущин Н. Я. Сибирская деревня на пути к социализму. Новосибирск, 1973, с. 191-195; Фридберг Л. Я. Государственный хлебный фонд СССР и финансово-экономические рычаги его образования (1921-1929 гг.). М., 1976 (работа депонирована в ИНИОН РАН), с. 200-209; Taniuchi Yu. Decision-making on the Ural-Siberian Method//Soviet History, 1917-1953, N. Y., 1995; и др.
67) Финансы и нардное хозяйство, 1930, № 29, с. 13.
68) Финансы и народное хозяйство, 1930, № 25, с. 23.
69) Финансы и социалистическое хозяйство, 1931, № 27, с. 26-27.
70) Боговой И. Указ. соч., с. 131.
71) СЗ, 1930, № 16, ст. 172.
72) СУ, 1930, № 58, ст. 690.

72-a) Власть советов, 1929, №15, с. 7.
73) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1431, л. 27-28.
74) СУ, 1931, № 47, ст. 359. 許可した地域をさらに（イヴァノヴォ工業州へ）拡大した決定は、ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1618, л. 5.
75) Финансы и социалистическое хозяйство, 1931, № 12, с. 16-18.
76) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1431, л. 28.
77) Власть советов, 1932, № 5, с. 26.
78) ГАРФ, ф. А-406, оп. 10, д. 1574, л. 80 об.
79) Власть советов, 1934, № 6, с. 45.
80) Советское строительство, 1935, № 9, с. 18.
81) См. также: Буртина Е. Коллективизация без "перегибов"//Октябрь, 1990, № 2, с. 167.
82) 播種地を予約買付契約したコルホーズや土地団体からの穀物調達計画は、村計画の一部を構成した(Давыдов Б. Как довести план хлебозаготовок до села? М.-Л., 1930, с. 13.)。詳細は、奥田央、前掲『ヴォルガの革命』、56-58頁を参照。
83) Власть советов, 1926, № 9, с. 4.
84) Власть советов, 1926, № 52, с. 4.

【付記】本稿での考察対象は、自治組織としての共同体の歴史的運命であり、農民の共同体的な意識、規範、行動様式の全体にわたるものではない。この複雑で興味深い問題に関連する諸局面については、奥田央「ロシアにおける『私的土地所有』：伝統と現代」（『比較経済体制学会年報』第41巻第1号、2004年、所収）を参照していただきたい。

〔東京大学大学院経済学研究科　教授〕